

滋看協第 227 号
令和 6(2024 年)年 7 月 31 日

各施設長 様
各事業所長 様

公益社団法人滋賀県看護協会
草野 とし子

公印
省略

令和 6 年度 滋賀県喀痰吸引等研修事業（第一号、第二号研修）
「指導看護師養成講習会」の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会事業の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

周知のとおり、平成 24 年 4 月から「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）改正により、一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件の下に痰の吸引等が実施できるようになりました。

そこで、介護職員等が必要なケアをより安全に提供できるように、指導する看護職員の養成のための標記講習会を開催いたします。

つきましては、別紙要項により募集いたしますので、貴施設ならびに法人内事業所において該当する看護職員の参加についてご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

問い合わせ先

公益社団法人滋賀県看護協会 訪問看護支援センター

〒525-0032 草津市大路二丁目 11 番 51 号

TEL : 077-564-6708 / FAX : 077-562-8998

E-mail : svn-shien@shiga-kango.jp 担当：一浦